

人権だより

NO.94

令和5年8月発行

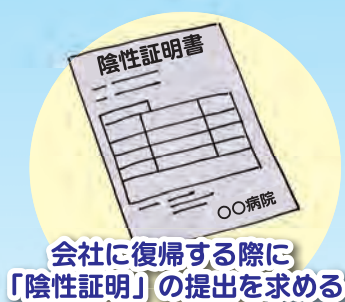
岐阜県環境生活部 人権施策推進課 岐阜県人権啓発センター
〒500-8570 岐阜市数田南2-1-1 (県庁2F)

☎058-272-1111 (内線3052) 直通058-272-8250

ウィズ・コロナ時代の今こそ 「人権」に配慮した行動を

新型コロナウイルス感染症の感染法上の扱いが、令和5年5月8日より2類相当から5類へ移行されました。これにより、感染対策は個人・事業者の判断が基本となります。
また、令和5年3月13日より、マスクの着用についても個人の判断が基本となりました。
コロナと共存して生き抜くために、「人権」に配慮した行動をお願いします。

感染症対策のつもりが、ハラスメントになっていませんか。



新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談は下記の相談窓口へ

(秘密は守ります。相談は無料です。一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。)

岐阜県人権啓発センター：058-272-8252 (平日9時～17時)

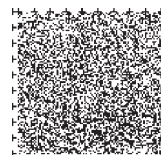
みんなの人権110番：0570-003-110 (全国共通) (最寄りの法務局・地方事務局につながります。)
女性の人権ホットライン：0570-070-810 (全国共通)
子どもの人権110番：0120-007-110 (全国共通・通話料無料)
外国語人権相談ダイヤル：0570-090-911 (全国共通)
(Telephone Counseling)

受付時間：外国語人権相談ダイヤル 平日9時～17時

その他 平日8時30分～17時15分



メール相談はこちら



● 人権分野ごとの相談窓口のご案内 ●

岐阜県では、人権施策推進指針に定める各人権分野ごとに下記の相談窓口を設置しています。
お困りの際は、お気軽にご相談ください。

分 野	機 関 名	電 話 番 号	対 応 時 間
女 性 ・ 男 性	岐阜県女性相談センター	058-213-2131	9時～24時 ※平日18時～24時および土曜日・日曜日・祝日、年末年始はDV相談のみ
	ぎふ性暴力被害者支援センター	#8891 0120-8891-77	24時間対応
	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	058-278-0858	【一般電話相談】 月～木曜、第1・3土曜 9時～17時 【男性専門電話相談】 毎月第2、4金曜 17時～20時
L G B T	岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター	058-278-0858	毎月第3金曜 17時～20時
子 ども ・ 若 者	青少年SOSセンター	0120-247-505	24時間対応（20時から翌朝9時までは緊急の場合のみ）
	中央子ども相談センター	058-201-2111	平日8時30分～17時15分
	西濃子ども相談センター	0584-78-4838	
	中濃子ども相談センター	0574-25-3111	
	東濃子ども相談センター	0572-23-1111	
	飛騨子ども相談センター	0577-32-0594	
	児童相談所虐待対応ダイヤル	189	24時間対応
	岐阜県子ども・家庭電話相談室（なやみのちはれ）	0120-76-1152 （携帯電話からはつながりません） 058-213-8080	平日8時45分～21時 土曜8時45分～17時
	子供SOS24	0120-0-78310	24時間対応
障 が い 者	教育相談ほほえみダイヤル（各教育事務所）	0120-745-070 （携帯電話からはつながりません）	平日9時30分～16時15分
	岐阜県障がい者差別解消支援センター	058-215-9747	平日9時～17時
外 国 人	岐阜県在住外国人相談センター（国際交流センター内）	058-263-8066	平日9時30分～16時30分
H I V	岐阜県庁エイズ相談室	058-272-8270	平日9時～17時
犯 罪 被 害 者	ぎふ犯罪被害者支援センター	0120-968-783	平日10時～16時
		058-268-8700	

※なお、24時間対応以外の機関については、祝日・年末年始を除く日に対応しています。

岐阜県人権啓発センター
からのお知らせ

人権に関する啓発DVD無料貸し出し中！

岐阜県人権啓発センターでは、人権啓発用DVDの無料貸出を行っています。自治体、学校、企業等で開催される人権の勉強会や研修会では是非ご活用ください。

貸出方法等

手 順

- (1) 岐阜県人権啓発センターホームページに掲載されているDVD一覧から貸出を希望するDVDを選ぶ
- (2) 岐阜県人権啓発センターに空き状況を確認
- (3) 申込用紙に必要事項を記入のうえ、岐阜県人権啓発センターまでメール又はFAXで提出

貸 出 本 数

1回の申込につき2本まで

貸 出 期 間

最大1週間

貸 出 料 金

無料

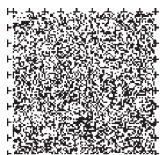
送 料

貸出送料は岐阜県人権啓発センターが負担。返送料は利用者負担。

貸出について、ご不明な点は岐阜県人権啓発センターまでお問い合わせください。



岐阜県人権啓発センターHP



岐阜県人権啓発センター TEL: 058-272-8252 FAX: 058-278-2615
Mail: c11227@pref.gifu.lg.jp
ホームページURL: <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/3395.html>

全国一斉「こどもの人権相談」強化週間 ～ なんでもおしえて こころのもやもや ～ における電話相談所の開設について

いじめやSNSに悪口を書き込まれたなど、学校や家、その他のことでだれにも打ち明けることのできない悩みについて、どなたでもお気軽にご相談ください。

秘密は厳守します！

日 時

令和5年8月23日（水）から同月29日（火）まで
月曜日から金曜日は、午前8時30分から午後7時まで
土・日曜日は、午前10時から午後5時まで
（上記強化週間以外の日でも、平日8時30分から午後5時15分まで相談に応じています。）
※相談は無料です。

電話番号

子どもの人権110番 **0120-007-110**（フリーダイヤル）
※携帯電話からもかけられます。

相談担当者

人権擁護委員、法務局職員

パソコンからは **インターネット人権相談** **検索**

携帯電話からは 右のQRコードを読み取れば相談ページにアクセスできます。▶

SNS（LINE）による人権相談 アカウント名 **SNS 人権相談**
検索ID @snsjinkensoudan 右のQRコードを読み取れば友達登録できます。▶



こどもの人権 SOSミニレター事業について

岐阜地方法務局では、「いじめ」「体罰」「虐待」などの問題に対する活動として、岐阜県内の小学校・中学校の児童・生徒に「こどもの人権SOSミニレター」を配布しています。

このミニレターに相談したいことを書いて、裏面の封筒部分を切り取り、便せん部分を入れてポストに投函すると、岐阜地方法務局に届きます。切手を貼る必要はありません。

人権擁護委員や法務局職員が手紙を読んで、子どもたちが何を悩んでいるのか、どのような内容の返事を書けば悩みが解消するのかなどを考え、返事を出します。子どもたちが少しでも悩みから抜け出せるように、また、子どもたちの力になるように願っています。

返事を出すときには、新しいミニレターを同封していますので、子どもたちの手元には常にミニレターがあることになり、いつでも相談できるようにしています。

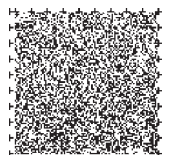
困ったことがあれば、「こどもの人権SOSミニレター」を使って、ぜひご相談ください。



秘密は厳守します！

※ミニレターが手元にない方で、ご希望の方は、

「こどもの人権110番」**0120-007-110**（フリーダイヤル）までお電話ください。



職場のハラスメント対策（事業主の義務）等

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける等の人権に関わる許されない行為です。

また、企業にとっても、職場秩序の乱れや業務の支障が生じたり、貴重な人材の損失につながり、社会的評価にも悪影響を与えかねない大きな問題です。



例

職場の宴会で体を触られた
性的な話をされた

※セクハラについて、**同性間**でも対象となり、**性的指向**又は**性自認**にかかわらず性的言動であれば該当します。



上司・同僚に「繁忙期に妊娠する
なんて非常識だ」と言われた



必要以上に長時間にわたり、
繰り返し執拗に叱られた

上記のようなハラスメントを防止するために…事業主は以下の措置を講ずる必要があります！！

職場におけるパワーハラスメント防止措置が事業主の義務となっています！

- ハラスメントがあってはならない旨の方針の明確化及びその周知・啓発
- 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- 職場における妊娠・出産等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
- 相談者・行為者等のプライバシー保護、相談したこと等を理由とした不利益取扱を禁止する旨定め周知



■問い合わせ先／岐阜労働局 雇用環境・均等室 TEL：058-245-1550

公正な採用選考をめざして



応募者に広く門戸を開いた上で、本人の適性と能力に基づいた基準による「公正な採用選考」をお願いいたします。特に応募書類には、就職差別につながるおそれのある事項を含まないもの（厚生労働省履歴書様式例を参照）を用いるとともに、面接時においても、同様に就職差別につながるおそれのある事項の質問は行わず、すべての応募者に公平な対応ができるようにあらかじめ質問事項を決めておきましょう。

<就職差別につながるおそれのある応募書類>

「戸籍謄（抄）本」「住民票」「現住所（自宅付近）の略図等」「健康診断書」など

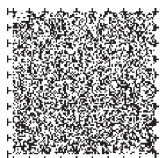
<採用選考時における健康診断>

- ・その必要性を慎重に検討すること。
- ・合理的かつ客観的に必要である場合を除き、実施しないこと。

<採用内定後にも注意を>

- *採用内定後においても、単に従来からの慣行であるなどの理由で画一的に提出させることは避け、「本籍」や「家族」欄がある古い労働者名簿等はそのまま使用しないこと。

■問い合わせ先：岐阜労働局職業安定部職業安定課 TEL：058-245-1311
又は最寄りのハローワーク



部落差別（同和問題）を解消しましょう

部落差別（同和問題）は、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に結婚を妨げられたり、就職や日常生活の上で様々な人権侵害を受けるという問題です。

問題の解決のため、国・地方公共団体などがこれまで取り組んできた結果、全体としては解消に向けて進んでいるものの、差別意識や偏見は、根深く存在していることがうかがえます。

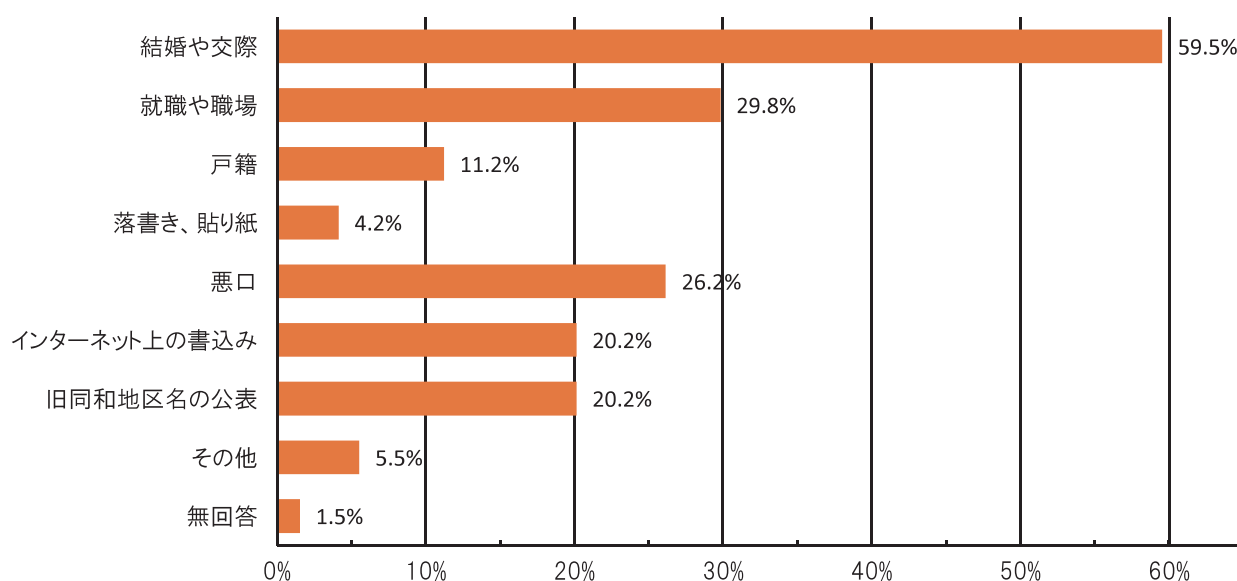
近年は、インターネットの掲示板などに、差別的な情報を書き込むといった問題も起きています。

部落差別（同和問題）の解消のためには、私たちがこの問題を正しく理解・認識し、昔からの習わしや様々な偏見などに惑わされずに、一人ひとりの人権を尊重する視点で考えることが大切であり、そのような意識を共有する社会を形成していく必要があります。

2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、県では、法の趣旨を踏まえ、引き続き、国や市町村、学校などと連携して、県民一人ひとりに部落差別（同和問題）に対する正しい理解と認識を深めてもらうための人権教育・人権啓発に取り組んでいます。

わかりやすい講演会や研修会なども開催していますので、ぜひ参加してみてください。

部落差別の内容（どのような場面、事例で部落差別はあると思いますか）（複数回答）



「人権に関する県民意識調査」（令和4年3月 岐阜県）

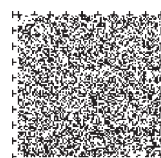
「結婚や交際」との回答が最も多く、「就職や職場」、「悪口」、「インターネット上の書き込み」、「旧同和地区名の公表」が多くなっています。

断固拒否 えせ同和行為 ～正しい知識で毅然とした対応～

「えせ同和行為」とは、同和問題を口実として、企業等に高額な書籍の購入や特別な便宜の提供を要求する行為をいい、同和問題の解決を阻む大きな要因となっています。

県では、「えせ同和行為」に対応する心得を分かりやすくまとめたパンフレットを作成しています。えせ同和行為の排除のため、是非ご活用ください。

■ パンフレット「断固拒否 えせ同和行為」は、右のQRコードから閲覧できます。



「ちょっといい話」を募集しています!

令和5年度 「ちょっといい話」募集要項



日々の生活の中で、ほんの少し相手のことを思っかけて「言葉」や「行動」に、周りの空気が温くなったという経験はありませんか？
また、あなたがつらかったとき、苦しかったときにかけられた「言葉」や「行動」が励ましになった経験はありませんか。

このような身のまわりで経験した心温まる出来事を募集します

応募期限

令和5年9月8日（金）必着

応募資格

どなたでも可能

応募方法等

- ・自分が体験した、あるいは自分の周りにあった心に残る「ちょっといい話」を200字程度にまとめてください。
- ・作品には必ずタイトルをつけ、「お住まいの市町村」、「お名前」、小学生～高校生までの方は「小・中・高校名／学年」をご記入ください。
- ・下記のURL（県ホームページ）から原稿用紙をダウンロードして使用していただき、郵便、FAX、Eメールでご提出してください。（手書き、ワープロは問いません。）
原稿用紙：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/297760.html>
- ・また、下記のURL（応募画面）から直接入力するか、QRコードを読み取っていただき、スマートフォンからも応募できます。



スマホからの応募画面

応募画面：<https://www.pref.gifu.lg.jp/ques/questionnaire.php?openid=882>

注意事項

- 1 応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、冊子やパネル、その他啓発資料等で匿名にて紹介させていただくことについて、予めご了承の上、ご応募ください。
- 2 応募は無料です。ただし、作品の送料は応募者側の負担とします。
- 3 応募いただいた作品は返却しません。
- 4 作品中の個人を特定される部分は掲載しないか、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがありますのでご了承ください。
- 5 個人情報については適切に管理し、目的外に本人の同意なく個人情報を開示しません。

応募先・問い合わせ先

岐阜県環境生活部 人権施策推進課

〒500-8570 岐阜市市田南2-1-1 TEL:058-272-8250 FAX:058-278-2615
Eメール：c11227@pref.gifu.lg.jp

音声コードって？

各ページの右または左下隅に、バーコードのようなものが印刷されています。これは、『音声コード』といいます。

音声コードとは、紙に掲載された情報をデジタルに変える、新しい形の二次元バーコードのことで、縦と横の2方向に情報を記録することができます。この音声コードは、「活字文書読み上げ装置」によって音声で読み上げてくれます。

また、活字文書読み上げ装置で音声コードを読み取らせる場合、音声コードの位置がわかるように、用紙に切り込みを入れてあります。目の不自由な方々にも、当課が発行する啓発資料を活用していただくため、人権日より、『音声コード』による情報提供を行っています。

※「活字文書読み上げ装置」は、視覚障がいの方の日常生活用具として、給付（補助）を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村福祉窓口までお問い合わせください。

